

目 次

資格制度関係	
・ スクールカウンセラーの資格要件	1
・ (財)日本臨床心理士資格認定協会の大学院指定制度の廃止	2
教育・研究関係	
・ 義務教育費国庫負担制度の堅持	3
・ 「心の教室相談員」活用調査研究委託事業について	4
・ 公立中学校における生徒の選択(退学)の可能化	5
・ 学校へのアシスタント(アルバイト)の導入	6
・ 高校の独立採算制	7
・ 1条校に準じる教育機会としての認定(インターナショナル スクール)	8
・ 卒業生への上級学校(大学・高等学校)入学資格の付与 (インターナショナルスクール)	9
・ 国際教育への取り組みに対する助成(インターナショナル スクール)	10
・ 施設設備の弾力化(インターナショナルスクール)	11
・ 教育分野への株式会社参入	12
・ 私大助成金における「財産処分制限期間」の見直し	13
・ 情報関連施設の整備を目的とする私大助成金の申請書類の簡素化	15
・ 都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直しの促進	17
・ 大学設置基準の見直し	18
・ 大学設置基準の見直し	19
・ 大学設置基準の見直し	20
・ 大学設置基準の見直し	21
・ 学部、学科の新設における手続	22
・ 学校法人寄附行為変更認可申請書の添付書類の簡素化	23
・ 短期大学の学生募集停止報告と廃止認可申請	24
・ 日本育英会の奨学金の取扱い	25
・ 国立大学独立法人化に際して非公務員型を選択	26
・ 大学における企業家教育講座の開講と大学授業の一部開放	27
・ 教育界と産業界の連携強化	28

危険物・保安関係

- ・ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業の許可の適用除外・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

その他

- ・文化財保護法（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）・・・・ 30

分野	資格制度	意見・要望提出者	日本教育カウンセラー協会
項目	(財)日本臨床心理士資格認定協会の大学院指定制度の廃止		
意見・要望等の内容	(財)日本臨床心理士資格認定協会の大学院指定制度を廃止する。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	(財)日本臨床心理士資格認定協会においては、同協会の指定を受けた大学院修士課程又は博士課程前期課程を修了した者に対して、臨床心理士の資格試験を行い、合格者を臨床心理士として認定している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明)	(財)日本臨床心理士資格認定協会が実施している大学院指定制度については、民間団体である同協会が自発的に実施しているものであり、国が廃止を命じることは適切ではない。		
担当局課室等名	スポーツ・青少年局学校健康教育課		

分野	3 教育・研究関係 ア 初等・中等教育	意見・要望提出者	静岡県議会	
項目	義務教育費国庫負担制度の堅持			
意見・要望等の内容	現行の義務教育費国庫負担制度の堅持			
関係法令	義務教育費国庫負担法	共管	なし	
制度の概要	公立義務教育諸学校の教職員給与費について、都道府県が負担する2分の1を国庫負担する制度。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	<p>義務教育費国庫負担制度については、地方分権の推進や歳出削減に係る観点から、地方分権改革推進会議の意見等を踏まえ、負担対象経費を見直し、国として真に負担すべきものに限定するため、平成15年度から、共済費長期給付等を国庫負担対象経費から外し、一般財源化することとしている。</p> <p>また、引き続き地方分権を進める観点から、義務教育費国庫負担制度や関連諸制度の在り方について検討を進めることとしており、見直すべき点については、見直すこととしているが、今後とも、国の責任により義務教育の水準を確保するという同制度及び関連諸制度の根幹は堅持していく。</p> <p>なお、今回の一般財源化に伴う経費については、他の一般財源化される国庫補助負担金とあわせて、1/2を地方特例交付金、1/2を地方交付税により、負担金の縮減額全額に相当する地方財源を確保することとしている。</p>			
担当局課室等名	初等中等教育局財務課			

分野	教育・研究	意見・要望提出者	個人				
項目	公立中学校における生徒の選択（退学）の可能化						
意見・要望等の内容	<p>中学校において、授業が成立していない学校がある（生徒が授業中に遊んでいるなど）。</p> <p>（学校が生徒を）選択できるようにして、「制服を着ない人は学校に入れません」等をするしかないところまできている。</p> <p>（学校が生徒を）選択できない学校では、「全体の中庸の運営しかできない」等のため、問題を解決できない。</p>						
関係法令	学校教育法第39条、第40条	共管	なし				
制度の概要	<p>保護者にその子女を中学校等に就学させる義務を課しており（学校教育法第39条）、市町村にはその区域内にある学齢生徒を就学させるに必要な中学校の設置義務を課している（学校教育法第40条）。（学校教育法第40条は同法第29条を中学校に準用）</p>						
計画等における記載の状況	なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>（実施（予定）時期：</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>）</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>			<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>）</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> </div> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>検討中</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </div> <p>）</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>				
<p>（説明）</p> <p>公立中学校が生徒を選択（退学）できることとなると、当該生徒の無償での就学機会がなくなることとなり、就学義務の履行が不可能となることから選択（退学）を行うことは不可能である。</p> <p>なお、従来から、学校教育法第40条において、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒があるとき、市町村教育委員会がその保護者に対して生徒の出席停止を命ずることができたが、平成12年の教育改革国民会議報告の「問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない」との提言受け、平成13年の法改正により、要件の明確化、 手続に関する規定の整備、 出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする改善が図られたところである。（学校教育法第40条は、同法第26）条を中学校に準用）</p> <p>また、平成13年11月に「出席停止制度の運用の在り方について」（初等中等教育局長通知）を発出し、出席停止制度の適切な運用がなされるよう、周知しているところである。</p>							
担当局課室等名	初等中等教育局初等中等教育企画課教育制度改革室						

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	個人																
項目	高校の独立採算性																		
意見・要望等の内容	公立高校への公財政支出を無くし、授業料による独立採算性を図る。																		
関係法令	学校教育法第5条、6条、 地方自治法第225条、228条	共管	総務省																
制度の概要	<p>学校の設置者は、その設置する学校を管理しその経費を負担するとされている。(学校教育法第5条)</p> <p>授業料については、法令により地方公共団体が徴収できるとされている。(学校教育法第6条、地方自治法第225条、228条)</p> <p>公立高等学校の運営費については、地方独自の一般財源である地方交付税により措置されている。</p>																		
計画等における記載の状況	該当無し																		
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期：)																			
<p>(説明)</p> <p>公立高等学校の運営費については、地方独自の一般財源である地方交付税により措置されている。</p> <p>従って、設置者である地方公共団体が、公立高等学校に対しどの程度の財政支出を行うかについての規制はない。</p> <p>また、授業料については、法令により地方公共団体が徴収できるとされており、その額については、自らの定める条例により規定することとなっている。</p> <p>公立高校における授業料とは、学校という営造物(公の施設)の利用につき徴収される使用料であり、学校経費の一部に充てられるものである。なお、学校の運営に必要な経費、例えば人件費、物件費、運営費などについて、その全てを授業料でまかなうことについては、「学校の設置者は、その設置する学校を管理しその経費を負担する」という設置者管理、設置者負担の原則を放棄するものであり、かつ著しい教育環境の低下を招く恐れがあることから適切でない。</p>																			
担当局課室等名	初等中等教育局財務課																		

分野	教育・研究	意見・要望提出者	日本経団連												
項目	卒業生への上級学校（大学・高等学校）入学資格の付与（インターナショナルスクール）														
意見・要望等の内容	認定機関による評価認定（アクレディテーション）を受けている学校の卒業生については、国際資格の取得あるいは検定試験の合格なしでも大学入学資格を取得できるようにするなどの措置を講じるべきである。また、高等学校への入学資格についても、同様の措置が求められる。														
関係法令	学校教育法第47条、第56条 同施行規則第63条、第69条 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則	共管	なし												
制度の概要	国内のインターナショナルスクール卒業者が我が国の大学の受験資格を得るためには、大学入学資格検定試験又は国際バカロレア等の資格の取得が必要である。 また、同スクール中等部卒業者が高等学校に入学するためには、中学校卒業程度認定試験に合格する必要がある。														
計画等における記載の状況	インターナショナルスクールにおいて一定水準の教育を受けて卒業した生徒が希望する場合には、我が国の大学や高等学校に入学する機会を拡大する。														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 25%;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">検討中</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">措置困難</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>（実施予定時期：平成14年度中）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>インターナショナルスクールの卒業者に対して、我が国の大学入学については、大学入学資格検定を受検しなくとも、入学資格を認められるようにするとともに、高等学校の入学については、中学校卒業程度認定試験の受験資格を拡大する等により、大学や高等学校への入学機会を拡大する予定である。</p>															
担当局課室等名	大臣官房国際課、初等中等教育局初等中等企画課教育制度改革室、高等教育局大学課														

分野	教育・研究	意見・要望提出者	日本経団連
項目	国際教育への取り組みに対する助成（インターナショナルスクール）		
意見・要望等の内容	日本の国際化を推進し、国際交流や英語教育のセンターとして貢献するインターナショナルスクールに対しては、その運営に対し一層の助成を行うべきである。		
関係法令	なし	共管	なし
制度の概要	インターナショナルスクール等の各種学校に対する国の助成制度はない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>国としては、インターナショナルスクールを含む全ての各種学校について、公的助成を行っていない一方で、教育内容に対して特段の基準も定められていない。</p> <p>さらに、昨今の国の厳しい財政状況に鑑みれば、国としてインターナショナルスクールに対する新たな助成制度を設けることは極めて困難である。(なお、一定のインターナショナルスクールを設置する学校法人又は準学校法人については、平成15年4月より特定公益増進法人に追加される予定であり、本制度の創設により当該インターナショナルスクールへの寄付金の増加が期待できる)</p>			
担当局課室等名	大臣官房国際課、生涯学習政策局生涯学習推進課、高等教育局私学部私学助成課		

分野	教育・研究	意見・要望提出者	日本経団連																
項目	施設設備の弾力化（インターナショナルスクール）																		
意見・要望等の内容	<p>正規の学校では、教育施設は基本的に自己所有とされているが、借用でも可能とするよう弾力化を図るべきである。例えば、廃校となった公立学校の施設をインターナショナルスクールなどに転用する場合には、国庫補助金の返納が免除されることが99年から認められているが、少子化によって学校施設が余ってきていることもあり、こうした制度の活用を推進すべきである。</p>																		
関係法令	私立学校法第25条、各種学校規程	共管	なし																
制度の概要	<p>各種学校については、校地・校舎等は、特別な事由があり、教育上支障のない場合は、その一部は借用でも可能となっている（各種学校規程第10条第4項）。</p> <p>国庫補助を受けて整備した公立学校の施設（廃校や余剰教室）を他の用途に転用する場合には、補助金適正化法により、文部科学大臣の承認を受けるか、補助金相当額を国庫納付しなければならない。</p>																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置済</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding-top: 5px;">（実施（予定）時期：</td> <td colspan="2" style="padding-top: 5px;">）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			（実施（予定）時期：		）	
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
（実施（予定）時期：		）																	
<p>（説明）</p> <p>都道府県の判断により、校地・校舎等が自己所有でなくても（一部借用であっても）、特別の事由があり、そして教育上支障がない場合には、各種学校の認可を与えることは可能である。</p> <p>国庫補助完了後10年を超える期間を経過した公立学校の施設を、地方公共団体が公共用・公用の施設に転用する場合や、学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校施設に無償で貸与する場合には、特例的に国庫納付は不要として取り扱っている。また、各種学校であるインターナショナルスクール等を設置する（準）学校法人に無償で貸与する場合も同様に国庫納付を不要としているところである。なお、国としては引き続き、この特例的な取扱い方針を維持していくこととしているが、実際の転用については、公立学校の設置者である市町村等が判断することになる。</p>																			
担当局課室等名	大臣官房国際課、生涯学習政策局生涯学習推進課、初等中等教育局施設助成課																		

分野	教育	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	私大助成金における「財産処分制限期間」の見直し			
意見・要望等の内容	私立学校等が、各自の判断により、IT教育環境を整備できるよう、文部科学省の補助事業により取得した情報通信装置「学内LAN」の財産処分制限期間を短縮(現行9年→5年程度)すべきである。			
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条 ・ 補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業者等により取得した財産の処分制限期間(文部省告示第28号) 	共管	なし	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等適正化法第22条の規定において、補助事業者等が、補助事業等により取得した財産を各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して処分等してはならないとされている。 ・ 財産処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を基礎とすることを原則とし各省各庁の長が定めることとされており、当省が定める期間については、文部省告示において定めているところである。 			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施時期：平成14年度から実施)				
(説明)				
<p>各省各庁の長が定める期間は、補助事業者等に対して、補助関係終結後においても各補助金に係る補助目的の完全達成を図る見地から、補助金によって取得した財産等の耐用年数に着目して処分を制限する期間を示している性質のものであり、ケーブル、ルータ等の接続機器など、ネットワークを構築する多くの機器等で構成されている「学内LAN」を一体のものとして一括して処分する場合に「その他の通信設備9年」として取り扱っているものであることから、告示自体を改正する必要はないものとする。</p>				

私学助成金により取得した「学内LAN」等に係る学校法人からの処分承認申請に対しては、当該「学内LAN」等が財産処分制限期間内であっても、交付を受けた補助金額のうち処分制限の残存期間に相当する金額を国に納付することにより処分を承認しており、この手続きにより処分した後、私学助成金により、新たな「学内LAN」等を取得することも可能であることから、学校法人が各自の判断により、適時に「学内LAN」等の更新を行い、支障なくネットワークの構築ができるよう配慮している。

特に、昨今は「学内LAN」の普及が進み、ネットワーク一括ではなく、部分的な更新を希望するケースも多いが、財産処分において、LANを構成する個々の機器について処分(更新)することは、現状でも可能である。(50万円未満の機器等については処分制限の対象外として措置済み。)

しかしながら、このことについて理解が不十分な学校法人も見受けられたことから、財産処分承認に関する申請手続きについて、平成14年度私立大学等経常費補助金事務研修会等において各学校法人へ周知を行ったところであり、これにより、平成14年度においては「学内LAN」に係る処分申請がすでに9件あり、処分の承認を行っており、「学内LAN」の更新が進んでいるところである。(いずれも取得後7年程度の学内LAN。)

担当局課室等名

高等教育局私学部私学助成課、大臣官房会計課

分野	教育	意見・要望提出者	日本経済団体連合会	
項目	情報関連施設の整備を目的とする私大助成金の申請書類の簡略化			
意見・要望等の内容	<p>経常経費補助金「私立大学教育研究高度化推進特別補助（平成14年度創設）」では、一体としてのシステム導入にも係わらず書類が多岐にわたっている（ハードウェア関連と教育学術コンテンツ（ソフトウェア）が別々な申請）。私立大学経常経費補助金「私立大学教育研究高度化推進特別経費」の申請書類（ハードとソフト）を一元化すべき。</p>			
関係法令	なし		共管	なし
制度の概要	<p>（ソフト）「私立大学教育研究高度化推進特別補助（教育学術コンテンツ）」 私立大学等が教育又は研究に使用するためにコンピュータ用ソフトウェア(購入,借入)の整備を行う場合に,学校法人からの申請に基づき,私立大学教育研究高度化推進専門委員会において選定を行い補助するもの。</p> <p>（ハード）「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助」「私立大学等研究設備等整備費補助」 私立大学等が教育又は研究に使用するためにマルチメディア装置や学内LAN又は情報処理関係設備(パソコン等)の整備を行う場合に,学校法人からの申請に基づき,私立大学等研究設備整備費等補助金等に係る選定委員会において選定を行い補助するもの。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済 措置予定</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中</p>	措置困難	その他
<p>(実施時期：平成 年度から実施)</p>				
<p>(説明)</p> <p>私立大学等経常費補助金「私立大学教育研究高度化推進特別補助」は私立大学等の経常的経費に対する補助であり,ハードに対する補助ではない。ご要望の件は,□私立大学等経常費補助金(私立大学教育研究高度化推進特別補助(ソフト(教育学術コンテンツ)関係),□私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金(ハード(マルチメディア装置,学内LAN)関係),□私立大学等研究設備等整備費補助金(ハード(情報処理関係設備)関係)の3つの補助金に係る事業の募集通知について,1本化できないかとのご要望であると推測する。</p>				

しかしながら、私立大学等経常費補助金「私立大学教育研究高度化推進特別補助(教育学術コンテンツ)」は、ハードとの一体購入を申請の前提としておらず、ソフトウェアのみの購入でよいことになっているため、別の補助金である「私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金」「私立大学等研究設備等整備費補助金」と申請書を一元化すると、かえってソフトウェアのみの補助を希望する学校法人に対して混乱を招く恐れが考えられる。また、補助の対象物がそれぞれ異なるため、書類の記載事項に重複する部分はあまりなく、それぞれごとに必要事項を記載した書類の提出を求めることが補助の適正な執行上必要不可欠である。このため、これらを一元化しても、申請書類の簡便化と効率化が図られ申請者の負担の軽減につながるかどうかは不明である。

なお、事業の選定についても、それぞれ別の委員会で行っている事情もあるが、申請書類の提出先は同じなので、それぞれの申請書類において事業概要や全体のシステム構成図が必要など、若干の重複がみられる点については、今後検討していきたい。

担当局課室等名

高等教育局私学部私学助成課

分野	教育	意見・要望提出者	日本経済団体連合会
項目	都道府県の私立学校設置認可審査基準等の見直しの促進		
意見・要望等の内容	平成 14 年 3 月に設けられた小・中学校の設置基準（文部科学省令）には、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる」とある。この規定に従って、文部科学省は都道府県に対し、私立学校設置認可審査基準等の見直しを行い、施設や設備の借用を認めるよう促すべきである。		
関係法令	学校教育法施行規則 16 条、51 条、小学校設置基準第 12 条、中学校設置基準第 12 条、私立学校法第 25 条	共管	なし
制度の概要	<p>小・中学校設置基準は、地域の実情等を踏まえて、多様な小・中学校の設置を促進する観点から最低基準として制定された。一方、各都道府県においては、従前より設置認可のための基準を各自策定しているところ。</p> <p>小・中学校設置基準第 12 条においては、小学校等は、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。」とされた。</p>		
計画等における記載の状況	<p>【規制改革推進 3 年計画（改定）（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）4（5）ア】</p> <p>（前略）小学校及び中学校設置基準の明確化に当たっては、私立小学校及び私立中学校の設置促進の観点から、例えば、校舎や運動場の面積基準や、合築等ほかの用途との共同使用を認めるなど適切な要件を定める。また、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準等及び学校法人の設立認可審査基準についても、その要件の適切な緩和を都道府県に対し促す。（後略）</p> <p>【規制改革の推進に関する第 2 次答申（平成 14 年 12 月 12 日 総合規制改革会議）4 1（4）】</p> <p>私立学校の設置を促進するため、平成 14 年 4 月に小学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 14 号）及び中学校設置基準（平成 14 年文部科学省令第 15 号）が制定され、教育上及び安全上支障がない場合には、廃校となった公立学校等を共用又は借用することができることが明確になったところである。小・中学校設置基準策定の趣旨を踏まえ、各都道府県の私立小・中学校設置認可審査基準等における校舎や運動場の面積基準等の要件見直しを各都道府県に促すべきである。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>（説明）</p> <p>小学校設置基準・中学校設置基準等に関する説明会（平成 14 年 4 月 24 日）や平成 14 年度第 1 回都道府県私立学校主管部課長会議（平成 14 年 9 月 27 日）等で、各都道府県の私立学校主管部課に対し、私立小・中学校の設置の促進という設置基準策定の趣旨が反映されるよう、設置認可基準の見直しを促した。</p>			
担当局課室等名	高等教育局私学部私学行政課		

分野	教育・研究	意見・要望提出者	関西経済連合会																	
項目	大学設置基準の見直し																			
意見・要望等の内容	遠隔授業として成立する要件及び卒業の要件として修得すべき単位数の取扱い条件を緩和する。																			
関係法令	大学設置基準第 25 条、28 条、32 条	共管	なし																	
制度の概要	多様なメディアの活用による教室以外の場所での履修における単位認定については、卒業要件 124 単位のうち、60 単位以内で認められている。 また、60 単位を超える遠隔授業の履修については、大学通信教育設置基準の適用により可能である。																			
計画等における記載の状況	なし																			
対応の状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置済</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">措置予定</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-top: 5px;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																	
措置済	措置するか否かを含めて検討中																			
措置予定	具体的措置の検討中																			
(実施(予定)時期：)																				
(説明)	欄に記載のとおり、インターネットを活用した授業などを含め多様なメディアの活用による教室以外の場所での履修における単位認定については、卒業要件 124 単位のうち、60 単位以内で認められており、現行制度上可能となっている。																			
担当局課室等名	高等教育局大学課																			

分野	教育・研究	意見・要望提出者	関西経済連合会	
項目	大学設置基準の見直し			
意見・要望等の内容	都心に社会人対象の大学院サテライト教室を開設する場合，大学本部と教室（貸ビル）程度でも良しとするなど施設の保有・借用の規制を緩和するよう求める件			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>社会人を対象とした大学院教育の一部を別地で行う場合には，本校における施設及び設備が大学院として十分であることが要件とされ，別地における施設については，借用のものであっても差し支えないこととされている。</p> <p>また，新たに大学院を設置する場合の本校における施設等については，原則として負担附又は借用のものでないこととされているが，開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある校舎の借用で，借用に係る経費の10年分に相当する額を収納している場合は借用でも差し支えないとされている。（平成13年2月20日大学設置・学校法人審議会学校法人分科会長決定）なお，大学院の設置の際に併せて社会人を対象としたサテライト教室を別地に設置する場合において借用のもので差し支えないこととされている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難	その他
<p>（説明）社会人を対象とした大学院教育を本校以外で行う場合には，本校における施設及び設備が大学院として十分であることを前提として借用のものであっても差し支えないこととされているところである。</p> <p>また，新たに大学院を設置する場合においても，本校における大学院専用の校舎について一定要件を満たすものについては借用を認めているところである。</p> <p>なお，地方公共団体が教育上特段のニーズがあると認めて，内閣総理大臣に構造改革特区の認定を申請し，その認定を受けたときは，校地・校舎の自己所有を不要とする特例措置を講ずる方向で検討中。</p>				
担当局課室等名	高等教育局私学部私学行政課			

分野	教育・研究	意見・要望提出者	関西経済連合会					
項目	大学設置基準の見直し							
意見・要望等の内容	収容定員と専任教員数が規定されている大学設置基準を緩和し、大学機能の都心部への進出に対する規制を緩和する。							
関係法令	大学設置基準第13条、別表第一、別表第二	共管	なし					
制度の概要	大学における専任教員数は、大学設置基準別表において収容定員に応じて定められている。							
計画等における記載の状況	なし							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>措置困難</p> </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> <p>その他</p> </td> </tr> </table>				<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>					
<p>(説明)</p> <p>学生が充実した学習を行うことができるためには一定の教員数の確保が必要不可欠であり、現行の大学設置基準は当該教員数の最低基準を定めたものである。</p>								
担当局課室等名	高等教育局大学課							

分野	教育・研究	意見・要望提出者	関西経済連合会																
項目	大学設置基準の見直し																		
意見・要望等の内容	サテライト大学院レベルにおける単位互換制度が認められていない。																		
関係法令	大学院設置審査基準要項細則 11	共管	なし																
制度の概要	いわゆるサテライトキャンパスについては、大学院設置審査基準要項細則（大学設置・学校法人審議会大学設置分科会長決定）に定められており、内容は、本校以外の場所に教育研究指導の場を設置し、教育研究指導の一部をその場所で行うことができること等が記載されている。																		
計画等における記載の状況	なし																		
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（実施（予定）時期： 平成14年度中）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			（実施（予定）時期： 平成14年度中）			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
（実施（予定）時期： 平成14年度中）																			
<p>（説明）</p> <p>学生に対する教育は、充実した教育を行うに必要な十分な施設・設備を備えた本校で行うことが基本であるが、一定の要件の下で、サテライトキャンパスにおいて他大学との単位互換も運用上可能。</p>																			
担当局課室等名	高等教育局大学課																		

分野	教育	意見・要望提出者	関西経済連合会												
項目	学部，学科の新設における手続														
意見・要望等の内容	学部，学科の新設における手続が煩雑，等の理由により，都市において柔軟な大学教育を提供することに障害が多い。														
関係法令	学校教育法第4条 学校教育法施行令第23条	共管	なし												
制度の概要	大学の学部，学部の学科の設置・改組については，文部科学大臣の認可が必要である。大学の設置等の認可申請があった場合には，大学設置基準等に照らし必要な要件を満たしているかどうかなどの審査を行っている。この審査については，公平・公正を期すため，大学設置・学校法人審議会に諮問し，その答申に基づき，認可を行っている。														
計画等における記載の状況	また，大学設置・学校法人審議会における審査事項や手続の在り方についても，上記の基準の厳選に応じて，軽減、簡素化を図る。 さらに，学部の下部組織である学科については，届出のみで設置又は廃止を可能とする。														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（実施（予定）時期：平成15年4月）</p>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
措置済	措置するか否かを含めて検討中														
措置予定	具体的措置の検討中														
<p>（説明）</p> <p>平成14年8月の中央教育審議会答申を受け，学校教育法を一部改正し，大学の学部，学科のうち，当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものは届出により設置できるものとしたところである。また，この改正等を受け，審査のスケジュールや提出書類の見直しを行っているところである。</p>															
担当局課室等名	高等教育局高等教育企画課														

分野	教育・研究	意見・要望提出者	個人																
項目	学校法人寄附行為変更認可申請書の添付書類の簡素化																		
意見・要望等の内容	既に設置している大学等に新たに学部又は学科を設置する場合，設置計画があるかどうか，設置後の見通しはどうかなどを記載する書類等の提出を求めているが，大学設置時及びその後において，それなりの投資をしていること，財務見通しについても設置することで経営改善しようと企画していること等から，これらの書類の簡素化を求める件。																		
関係法令	私立学校法施行規則第四条，学校法人の寄附行為等の認可に係る様式等(文部省告示第一七号)	共管	なし																
制度の概要	学校法人が設置している私立大学に新たに学部若しくは学科(以下「学部等」という)を設置する場合，寄附行為変更認可申請書に申請年度から完成年度までの設置する学部等及び学校法人全体の事業計画及びこれに伴う予算書，学部等の設置に要する経費及びその支払い計画を記載した書類等の添付を求めている。																		
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center;">検討中</td> <td style="text-align: center;">措置困難</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置済</td> <td style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">措置予定</td> <td style="text-align: center;">具体的措置の検討中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他																
措置済	措置するか否かを含めて検討中																		
措置予定	具体的措置の検討中																		
(実施(予定)時期：)																			
<p>(説明) 私立大学等が新たに学部等を設置する際に求めている上記の寄附行為変更認可申請書の添付書類は，大学設置・学校法人審議会の審査において，設置する学部等の設置計画やその財源計画が基準を満たしているかどうか，さらに申請年度から完成年度に至るまでの事業計画及び予算が設置する学部等のみならず学校法人全体の経営基盤の安定性・継続性を確保するものとなっているかどうかなどを確認する上で必要であることからその提出を求めているところである。</p> <p>しかしながら，現在，昨年の中央教育審議会の答申を踏まえ，設置認可制度の弾力化等，審査基準等の所要の見直しを行っているところであり，その改正にあわせて認可申請書の添付書類の簡素化についても検討を行っているところである。</p>																			
担当局課室等名	高等教育局私学部私学行政課																		

分野	教育・研究関係	意見・要望提出者	社団法人 全国信用組合中央協会												
項目	日本育英会の奨学金の取扱い														
意見・要望等の内容	日本育英会の奨学金の口座振込及び返還の取扱いを可能とすること。														
関係法令	なし	共管	なし												
制度の概要	現在、日本育英会の奨学金の口座振込及び返還の取扱いを行っている機関は、銀行、信用金庫、労働金庫、郵便局であり、信用組合は含まれていない。しかし、法令等において、取扱いの機関を限定するなどの規制は特に設けられていない。														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; border: none;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; border: none;">検討中</td> <td style="width: 25%; border: none;">措置困難</td> <td style="width: 25%; border: none;">✓ その他</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">措置済</p> <p style="margin: 0;">措置予定</p> </div> </td> <td style="border: none;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin: 0;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">(実施(予定)時期:</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	✓ その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">措置済</p> <p style="margin: 0;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin: 0;">具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期:)
措置済・措置予定	検討中	措置困難	✓ その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">措置済</p> <p style="margin: 0;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="margin: 0;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="margin: 0;">具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期:)												
<p>(説明)</p> <p>日本育英会の奨学金の口座振込及び返還の取扱いに関して、信用組合を排除するような規制は存在しない。</p> <p>これまで、信用組合が取扱いを行っていなかったのは、学生や信用組合から日本育英会に対して、利用できるよ うにとの要望がなかったものと認識している。</p> <p>なお、日本育英会との間で個別に相談することにより、これらの取扱いを行うことも可能である。</p>															
担当局課室等名	高等教育局学生課														

分野	教育	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会					
項目	国立大学独立法人化に際して非公務員型を選択							
意見・要望等の内容	国立大学の独立法人化に際して、民間との連携の柔軟性を確保できるよう、非公務員型を選択することが望まれる。							
関係法令	国家公務員法第 103 条、第 104 条 等	共管	なし					
制度の概要	現在、国立大学は国の行政組織であるため、国立大学の教職員は総定員法，給与法等の適用を受けるほか，国家公務員法上，兼職，兼業は制限されている。							
計画等における記載の状況	【規制改革推進 3 年計画（改定） 4．教育の（3）のウ】 国立大学を早期に法人化するため，給与，定員，兼職・転職，休職，採用手続などに関して，当該組織が自律的に決定することができる制度設計に向けた非公務員型の選択や経営責任の明確化，民間的手法の導入など平成 13 年度中に国立大学改革の方向性を定める。							
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> レ 措置済・措置予定 措置済 レ 措置予定 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> その他 </td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期： 平成 16 年 4 月)</p>				レ 措置済・措置予定 措置済 レ 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
レ 措置済・措置予定 措置済 レ 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他					
<p>(説明)</p> <p>昨年 3 月に取りまとめられた調査検討会議の最終報告において，弾力的な人事制度を実現し得るという点で優れた面が多いことから「非公務員型」とすることが適当であるとされたところである。</p> <p>さらに，昨年 6 月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」においても，「国立大学の法人化と教員・事務職員等の非公務員化を平成 16 年度を目途に開始する」ことが閣議決定されたところである。</p> <p>これらの提言等を踏まえて，今国会に国立大学の法人化のための法案を提出する予定である。</p>								
担当局課室等名	高等教育局大学課大学改革推進室							

分野	教育	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	大学における企業家教育講座の開講と大学授業の一部開放			
意見・要望等の内容	大学・大学院において、会計実務、マーケティング実務やマネジメント、ベンチャー企業等に関する公開講座を開くとともに、大学の授業を一部開放する。			
関係法令	学校教育法第69条	共管	なし	
制度の概要	大学・大学院の公開講座の実施や大学の講義を一部開放することは、大学が持っている総合的、専門的教育研究の機能を広く社会に開放し、地域住民に対し広く生活上、職業上の知識、技術及び一般教養を身に付ける学習の機会を提供するものであり、地域における生涯学習の機会の一つとして極めて意義のあるものである。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他 (規制が存在しない)
(説明) 公開講座は、年々増加傾向にあるが、今後とも、人々の多様化、高度化した学習需要に対応するよう、また、地域のニーズに合致するような内容の改善、充実を図りながら、大学の事業として積極的に推進していく必要がある。 なお、大学・大学院の公開講座として、会計実務、マーケティング実務、マネジメント、ベンチャー企業等に関するものは、既に各大学で実施しているところである。 また、大学の授業の一部開放についても、既に実施しているところである。(国立大学17大学(1,091科目)、私立大学100大学(1,434科目)【平成13年度】)				
担当局課室等名	生涯学習政策局生涯学習推進課			

分野	教育関係（高等教育）	意見・要望提出者	日本経団連				
項目	教育界と産業界の連携強化						
意見・要望等の内容	大学、大学院の学生が、ビジネスを体験できるよう、ベンチャー企業、既存企業におけるインターンシップを推進する必要がある。						
関係法令	なし	共管	なし				
制度の概要	<p>学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うインターンシップは、教育内容・方法の改善充実に資するとともに、自主性や創造性のある人材を育成し、高い職業観を育成する観点等から、大きな意義を有するものである。さらに、教育上の効果に加え、大学等と地域社会・産業界との連携・交流や社会に開かれた学校づくりへの貢献など、その果たす役割にも期待が高まっており、インターンシップを授業科目として位置付けて実施している学校数は年々増加している。</p>						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他					
<p>（説明）</p> <p>文部科学省では、インターンシップの推進のための全国フォーラムの開催、ガイドブックや事例集の作成・配布、インターンシップを実施する大学等に対する財政的支援などの施策を実施してきたところであり、平成15年度予算案においても、引き続き、インターンシップ推進のための経費を計上している。</p> <p>今後、インターンシップの受入れを行う企業等の開拓など、各界における積極的な取組みを支援するため、厚生労働省、経済産業省などの関係機関、関係団体と連携を図りながら、インターンシップの一層の推進に努める。</p>							
担当局課室等名	高等教育局専門教育課						

分野	危険物・保安関係	要望提出者	(社)リース事業協会 日本経済団体連合会	
項目	ファイナンス・リースに係る放射線障害防止法の賃貸業の許可の適用除外			
要望の内容	賃貸業の許可について、ファイナンス・リースは適用除外などの措置を講じるべきである。			
関係法令	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第4条	共管	なし	
制度の概要	放射性同位元素を業として賃貸しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。許可を受けた賃貸事業者は、放射性同位元素の貯蔵施設等の設置・維持、放射線取扱主任者の選任、放射線障害防止規定の作成、施設に立ち入る者に対する教育訓練の実施等の義務が課せられる。			
計画等における記載の状況	なし			
対応状況・対応方針	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期： 年 月)	検討中	措置困難 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 (結論時期：平成16年1月)	その他
(説明) ファイナンス・リースの場合、通常、ユーザーへの物件の搬入・設置等はメーカーが行い、リース物件の維持・管理はユーザーが行うこととなるものの、リースされる物件の所有権はリース事業者にあるため、不測の事態の発生等により、リース事業者自身が放射性同位元素を取扱わざるを得ない状況となる可能性がある。このため、適用除外によって安全確保上の問題が生じる可能性があるものの、要望趣旨を踏まえ、現在、法改正について議論している検討会の中で、当該項目についても今後検討していく。				
担当局課室等名	科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室			

分野	その他	意見・要望提出者	日本経済団体連合会				
項目	文化財保護法（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）						
意見・要望等の内容	事業者負担における埋蔵文化財の発掘調査経費の節減						
関係法令	文化財保護法	共管					
制度の概要	周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業が行われる場合、開発事業と埋蔵文化財の取扱いについて調整し、可能な限り破壊を避けることとしている。やむを得ず開発事業によって埋蔵文化財を破壊することとなる場合は、事前に発掘調査を行い記録を保存することにより、我が国の歴史や文化の理解等に支障が生じないよう対策を講じている。						
計画等における記載の状況	該当なし						
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期： </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ） </td> <td style="width: 25%; vertical-align: top;"> 措置困難 その他 </td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>			措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他	
措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ）	措置困難 その他					
<p>（説明）</p> <p>埋蔵文化財は貴重な国民的財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものである。しかしながら、開発事業によりやむを得ず現状のまま保存できない場合には、少なくとも当該埋蔵文化財の記録を保存するため、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能にする原因となった開発事業の事業者に対し発掘調査の実施を指示し、その発掘調査の費用についても、原則として、当該事業者に負担を求めることとなっている（いわゆる「原因者負担」）。</p> <p>文化庁としては、運用面での改善に積極的に取り組み、例えば、各地方公共団体における関係部局の連携強化や開発前の発掘調査の内容・費用の客観化・標準化の促進等を通じ、円滑な調整が可能となるよう努める。</p>							
担当局課室等名	文化庁文化財部記念物課						